

【件名】保健所衛生検査業務の一部委託について

【要旨】

1. 経緯

地域保健法では保健所に衛生検査業務を行うための体制整備が求められている。また、食品衛生法では、保健所に検査室を設置し衛生検査に従事する職員を配置することが義務付けられている。

衛生検査には高度な専門知識・技術が必要なため、検査に従事する職員の人材育成が課題となっているほか、検査機器のメンテナンスや入れ替え等のランニングコスト、検査室に関わる改修費用なども要する。

このため、保健所の衛生検査業務の専門性維持と検査業務にかかる経費を削減するため、衛生検査業務の一部委託を図ることとしたので報告する。

2. 衛生検査業務一部委託の内容

（1）委託する検査

食品化学検査（流通・輸入食品及び和菓子の添加物検査）

水質検査（公衆浴場水及びプール水の細菌・化学検査）

（2）委託先

食品衛生法かつ水道法に基づく国の登録を受け、食品等の検査を行う能力を有する民間の登録検査機関に、検査を委託する。

（3）一部委託のメリット

- ・食品細菌検査・腸内細菌検査等については引き続き保健所で実施することで、食の安全確保、集団胃腸炎などの感染症、食中毒確定後の有症相談などに、迅速に対応できる。
- ・食品化学検査・水質化学検査に使用する機器のランニングコスト、検査試薬・器材が削減できる。
- ・化学検査室として使用している、現保健所庁舎4階部分を有効活用できるほか、改修費を削減できる。
- ・高度な専門知識・技術が必要な食品化学検査を委託することで、検査業務の専門性を維持しながら、柔軟な組織運営が可能となる。

3. 今後の予定

令和7年4月 衛生検査業務の一部委託を開始